

1 時間

- (1) 登校時刻は8：10とし、5分前までには教室の座席に着席する。
登校後は無断で外出をしない。特別な理由がある場合は担任に許可を得る。
- (2) 時計を見て、早めに行動する。

2 服装

- (1) 制服で登校すること。制服は下記の通りとする。

	夏 服	冬 服	中 間 服
	時期については気候や体調を考慮し、各自決める。但し、行事等は気候に応じて統一する。		
学 ラン	<ul style="list-style-type: none"> ・白色の半袖カッターシャツ (学校指定⇒校章入り) ・黒の標準学生ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下とも黒の標準学生服 (学校指定⇒学校名入り) ・学生服の下は白色のカッターシャツ (指定なし) ・防寒着 (別紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・白色のカッターシャツ (指定なし・長袖) ・黒の標準学生ズボン
	カッターシャツの下に着る下着は白または、グレー (単色)、ワンポイント可 (拳よりも小さいもの) バックプリントは不可		
	ベルトは派手でないもの (黒、紺、茶の単色で、金属穴等の飾りが無いもの)		
セ ー ラ ー 服	<ul style="list-style-type: none"> ・セーラー服 ・エンジのリボン ・チェックのスカート 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーラー服 ・エンジのリボン ・防寒着 (別紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーラー服 ・エンジのリボン ・チェックのスカート
	下着について、タンクトップなら白またはグレー (単色) Tシャツについては男子と同じ		
			

- (2) 男女とも左胸部に名札をつけること。忘れた場合は、予備の名札を貸す。
- (3) 靴下は白または、黒とする。黒、青色系のワンポイントまではよいが、ラインは不可
女子は、冬に黒のタイツを使用できる。



標準の靴下 ◎ — ワンポイント ○ — くるぶしが見えるもの ×

- (4) きちんとした制服の着かたを心がけること。
 - ・ベルトの位置は腰骨の上。
 - ・ズボンの裾は床に付かない長さ。(1年生はこの限りではない)
 - ・スカートは膝がかくれる長さ。
 - ・先輩等から譲り受けた制服は、体に合った大きさに補正して使用すること。ただし、平成29年度以降の卒業生の物だけ使用できる。それ以前のものについては認めない。
- (5) 季節の変わり目で、夏服・中間服の上にカーディガン着用してもよい。(白、黒、紺、茶、グレーの単色)
- (6) 冬場の服装で内側に着る服は、派手でないものを着用すること。
 - ・トレーナーまたはセーター (色は白、黒、紺、茶、グレーで、単色とする)
- (7) 制服以外での登校を許可する場合
 - ・朝のプロジェクトがある場合
 - ・体育大会の練習などで、朝から着替える時間がない、終日体育服で活動する場合
 - ・身体測定、スポーツテスト等で、朝から着替える時間がない場合
 - ・その他状況に応じて (協議)
- (8) 体育服での授業を認める場合
 - ・体育服での授業 (体育、技術、美術など) が1コマ空いて連続する場合
原則として2コマ空く場合は着替える。
(例 1時間目 保体 2時間目 国語 3時間目 技術)

3 頭髪、眉、爪

- (1) 男子の頭髪は、前髪は目にかからない長さ、横髪は耳にかからない長さ、後ろ髪は制服のえりにかからない長さとする。中学生としてふさわしい髪形（ツーブロック、ソフトモヒカンは禁止）
- (2) 女子の頭髪は、前髪が目にかかったときはピン（色は黒、紺、茶）で留める。肩にかかったときはゴム（色は黒、紺、茶の無地）で1つか2つ結ぶ。（ツーブロックは禁止）
- (3) パーマ（カール、ストレートも）をかけたり、染髪したりしない。
※ストレートパーマについては原則禁止。特別な事情がある場合は事前に相談する。
※アイロンを当てるなど、髪を加工しない。
- (4) 眉をそったり、抜いたり、切ったりしない。（眉を加工しない）
- (5) 香料や染料の入った物や、ピアス、ミサंगाなどの装飾品は身につけない。
- (6) 爪にマニキュア等をつけたり、爪を磨いたりしない。

4 通学カバン、通学靴、体育館シューズ、上履き用スリッパ

- (1) 通学カバンは学校指定のものとする。
授業のない時（始業式など）は、生徒指導担当と協議する。原則として通学カバンを第一優先する。
- (2) 通学靴（保健体育の授業、諸活動兼用）は「布製でひも式の運動靴」とする。
 - ・色は白色とする。（ライン、ひもの色も白）
 - ・厚底、ハイカット、スニーカーなどは、体育の授業に適してないので認めない。
- (3) 上履き用スリッパ、体育館用シューズは指定されたものを履くこと。色は学年別とする。

5 学校生活

- (1) 不審者対策上、8：10には昇降口を施錠する（遅れた場合は正面玄関から入り、職員室の先生に報告する）。
- (2) 特別教室や準備室には、許可なく立ち入らない。
- (3) 欠席、早退の場合は担任の先生に届ける。
- (4) 不必要な物（飲食物、ゲーム類、マンガ本雑誌、時計、カメラ、ラジオ、携帯電話、金銭等）は学校へ持って来ない。金銭などを特別な事情で持って来なければならない場合は朝から担任に預ける。
- (5) 教科書類、体育服、運動靴等の貸し借りはしない。
- (6) 指定された教科書、教材等以外は、毎日全て持ち帰る。

6 校外生活（登下校も含む）

- (1) 保護者の許可なく外出はしない。外出の際は、帰宅時間、行き先、同伴者、用件等を保護者に必ず告げる。
- (2) 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、安全たすきを着用し、交通ルールを守って安全に通行すること。
- (3) 生徒だけの外泊は禁止とする。外泊をする場合は、必ず保護者同伴とする。
- (4) 登下校中の店への立ち寄りや買い食いは禁止とする。
- (5) 遊技場（ゲームセンター、ボーリング場、カラオケボックス等）、劇場（映画館、演劇ホール等）への出入りは、必ず保護者同伴とする。

6 その他

- (1) 制汗材等の使用について
 - ・シートタイプで無香料のものは認める。スプレータイプは認めない。
- (2) 日焼け止めの使用について
 - ・紫外線から肌を保護する目的で使用を認める。
- (3) リップについて
 - ・無色、無香料のもののみ認める。
- (4) ハンドクリームについて
 - ・肌を保護する目的であれば認める。ただし、無香料のものとする。

※生徒心得に関して、特別な事情がある場合は必ず事前に相談をする。